

仁多生コン株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年3月21日～ 令和7年3月20日までの 3年間

2. 目標及び取り組み内容・実施時期

目標1：令和4年10月までに、育児支援として所定労働時間の短縮措置を拡充する。
(育児・介護休業法に定める「小学校就学の始期に達するまで」を上回る「中学校就学の始期に達するまで」とすることなど)

<取り組み内容>

令和4年 5月～ 社員へのアンケート調査、検討開始

令和4年10月～ 制度の導入、社内掲示板等による社員への周知

目標2：令和7年3月までに、男女ともに年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均10日以上とする。

<取り組み内容>

令和4年 3月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

令和5年 3月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に4回行う

令和6年 3月～ 社内で年次有給休暇の取得計画を策定する

令和6年 3月～ 社内掲示板等で周知をする